

熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会

開催日時：令和8年1月30日（金）午前10時～

開催場所：教育センター4階 大会議室

出席者：出席者名簿のとおり

会次第：1 市民生活部長挨拶

2 委員・事務局紹介

3 「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」に基づく事業実施状況の報告

4 情報共有

5 その他

●：会長、○：委員、◎事務局

3 「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」に基づく事業実施状況の報告

【質疑応答】

○委員

- ① 資料P18、令和7年の不支給案件1件について、不支給となった理由について確認したい。
- ② 審査中案件1件とあるが、審査に要する期間を確認したい。

◎事務局

- ① 見舞金の支給要件として、1カ月以上の加療かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された傷害または疾病と定めており、この要件に該当しなかった案件であった。
- ② 県警への照会、戸籍確認、体調確認等を含め、概ね1～2ヶ月程度の期間を要している。

○委員

本推進協議会の関係団体に、熊本市の青少年指導員の追加を以前提案させていただいたが、どのような取扱いになったのか確認したい。

◎事務局

現時点で追加には至っていないが、今回、教育委員会の総合支援課長にオブザーバーとして参加していただき、教育側のご意見を伺う体制を整えたところである。

○委員

- ① 繁華街の防犯パトロールの主目的は、客引き行為等対策巡回となっているが、繁華街で性被害に遭うケースも実際に発生している。脇道に引っ張られて被害に遭うというようなケースもあるため、せっかくパトロールを実施するのであれば、客引き行為と同様に目を光らせていただければありがたい。
- ② 犯罪被害者等支援の成果指標である、HP へのアクセス数であるが、令和6年度の実績が既に令和9年度の目標値を超えている。今後、数字の見直し等は行われるのか確認したい。

◎事務局

- ① 巡回指導員も客引き行為への指導のみならず、例えば若い子が夜中に街中を徘徊しているような場合は、声かけを実施している。状況に応じて、県警にも情報共有をしながら、連携して対応しており、今後も継続して取り組んでいく。
- ② 実績は令和9年度の目標を超えているが、市全体の事業を総括する、総合計画の中間見直しが令和9年に予定されている。その際に本計画についても中間見直しを考慮しており、ご指摘のアクセス数に限らず、達成している指標に関しては、指標の見直し等を検討したいと考えている。

4 情報共有

○熊本県弁護士会

- ① 令和8年1月13日より、法テラスにおいて、犯罪被害者やその遺族を対象とした新しい支援制度「犯罪被害者等法律援助制度（犯罪被害者等支援弁護士制度）」が開始
- ② 令和8年2月7日に熊本県弁護士会主催の令和7年度犯罪被害者支援フォーラム「地下鉄サリン事件と被害者支援」の紹介

○くまもと被害者支援センター

- ① 犯罪被害者基本法が平成16年12月1日に成立したことを機に、毎年11月25日から12月1日までが犯罪被害者週間と定められたが、今年度から週間事業ではなく

なり、11月1日から12月1日までを、犯罪被害者月間とすることとなった。

② 性暴力を取り巻く社会情勢が大きく変化している状況を踏まえ、『子どもへの性暴力～支援と未然防止のために』というテーマを設定してシンポジウムを令和7年11月29日に開催した。

③ NPO法人Coffee aid2021が主催し、熊本市、熊本被害者支援センター、熊本県警察、熊本刑務所、熊本保護観察所等の後援により、犯罪被害者支援啓発イベント「Coffee aid day 2025 in Kumamoto」を令和7年12月6日に開催。刑務所や保護観察所、被害者支援センターの活動を広く知ってもらい、「犯罪を減らす」プロジェクトに取り組んでいる。

○熊本刑務所

① 令和7年6月1日から『拘禁刑』が創設された。再犯防止と受刑者の改善更生に向けて、個人の特性に応じた指導を行っていくという形にシフトしていく。

② 熊本刑務所の敷地内に『リフレクティングカフェ』が令和8年1月31日に誕生する。NPO法人Coffee aid2021協力のもと、カフェのリラックスした雰囲気を取り入れた対話空間を創出し、ここを拠点に地域社会におけるリフレクティングプロセスを推進する。なお、当面の間は、関係機関との連携プロジェクトの一環として使用する（将来的には一般開放も検討している。）。)

○熊本保護観察所

① 保護司法の一部が改正され、適任者の確保・保護司活動の環境改善・保護士の安全確保の3点がポイントである。

② 『更生保護施設による訪問支援事業』・『更生保護に関する地域援助』と呼ばれる事業をより拡大して実施して行きたい。

○熊本県警察本部生活安全企画課

① 県内の犯罪情勢に関する暫定値として、令和6年の6,722件に対し、令和7年は807件増加し、7,529件となった。

② 「電話で『お金』詐欺」による昨年の被害額は、熊本県内で約11億円、SNS型の投資ロマンス詐欺の被害総額が約20億円、合算すると約30億円の被害が熊本県内で発生している。

- ③ 少年犯罪も同様に増加しており、令和 6 年では約 400 人の検挙件数であったのに対し、令和 7 年は 500 件以上の検挙件数が報告されている。

○熊本市防犯協会（委員欠席のため、事務局説明）

- ① 熊本市防犯協会は、熊本市内 90 の校区・地区の防犯協会を会員とし、地域の防犯意識の向上と安全なまちづくりを推進するため、さまざまな活動を行っている。
- ② その一環として、年 1 回「防犯だより」を作成し、会員の校区内において町内自治会を通じた回覧を実施している。

5 その他

○委員

- ① 高校生に薬物の危険性を教えるような取り組みが実施されているか確認したい。
- ② 自転車の乗り方に関する指導などが実施されているか確認したい。

○委員

- ① 高校保健の学習指導要領には薬物乱用防止の項目があり、必修単位であるため、全ての高校で授業が実施されている。生活指導連盟に対しては、警察署から少年の非行概況報告があり、各学校の生徒指導主事を集めた会議で情報を共有し、各学校において啓発活動を実施している。
- ② 令和 7 年度から公立高校において、自転車通学におけるヘルメット着用が通学要件として義務化され、交通指導については意識が高まっている。生活指導連盟においても各学期に 1 回、交通量の多い市内 4 か所で、全ての学校から代表を選出し、交通指導を実施している。また、各学校周辺で始業式など、新学期の始まりの日に、各学校周辺での交通指導も実施している。令和 8 年 4 月から自転車にも「交通反則通告制度」が始まるというところで、各学校において県警による出前講座も開催している。
- ただ、実際の様子を見ると非常に危ない場面も多く、ヘルメットも学校周辺でしか被らない、顎ひもが緩い、ハンドルにかけているといった状況が多く見られる。昨年末に私立高校の生徒を対象とした、自転車利用に関するワークショップが開催された。今後も代表生徒同士の意見交換や学習会が計画されており、数年がかりで、交通規範、交通マナーが向上すればと考えている。